

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業

実施方針

令和元年7月17日

木更津市

君津市

富津市

袖ヶ浦市

鴨川市

南房総市

鋸南町

目次

第1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者	1
4.	事業予定地	1
5.	事業の目的	1
6.	事業内容	2
7.	事業方式等	2
8.	事業期間	3
9.	事業スケジュール（予定）	3
10.	民間事業者が実施する業務の範囲	4
11.	7自治体が発行する業務の範囲	6
12.	収入の帰属	7
13.	特定事業の選定	7
14.	遵守すべき法令等	8
第2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.	応募者の参加資格要件等	9
2.	募集及び選定のスケジュール	13
3.	募集手続等	14
4.	民間事業者の審査及び決定	16
5.	応募に係る提出書類	18
6.	優先交渉権者決定後の手続き	18
7.	提出書類の取扱い・著作権	19
第3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1.	想定されるサービスの水準・仕様	20
2.	リスク分担及びその考え方	20
3.	7自治体による事業の実施状況の監視	20
第4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1.	本施設の立地条件	23
2.	施設規模	24
第5.	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
1.	係争事由に係る基本的な考え方	25

2.	管轄裁判所の指定	25
第6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
第7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
1.	法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	27
2.	財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
3.	その他の支援に関する事項	27
第8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
1.	議会の議決	28
2.	留意事項	28
3.	費用負担	28
4.	問い合わせ先	28

別紙1：用語の定義

別紙2：契約等の形態

別紙3：事業に係るリスク分担（案）

別紙4：実施方針等に関する意見・質問書

別紙5：対話の申込書

別紙6：対話用資料

第 1. 特定事業の選定に関する事項

7自治体は、（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法（平成11年法律第117号）に基づく事業として実施することとする。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施するPFI事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号）に則り、本事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 事業名称

（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

木更津市長	渡辺	芳邦
君津市長	石井	宏子
富津市長	高橋	恭市
袖ヶ浦市長	出口	清
鴨川市長	亀田	郁夫
南房総市長	石井	裕
鋸南町長	白石	治和

4. 事業予定地

君津市、富津市及び袖ヶ浦市のいずれかの市内で、応募者が提案する用地

5. 事業の目的

本事業は、現在実施している君津地域広域廃棄物処理事業が令和8年度に事業終了を迎えるにあたり、今後の本地域の社会環境の変化を踏まえ、7自治体による次期の広域廃棄物処理システムを構築する事業である。また、地球規模で深刻化する環境問題を直視し、循環型社会の形成に寄与する事業とするとともに、民間事業者の本施設的设计・建設、運営、施設所有等を委ねることで、民間の事業ノウハウを最大限に活用することを目的とする。

6. 事業内容

- (1) 本施設では、原則、7自治体管内において排出される一般廃棄物及び7自治体が条例で受け入れている産業廃棄物の処理を行う。
- (2) 処理対象物は、燃やせるごみ、破碎残渣、し渣・脱水汚泥、動物とする。ただし、応募者からの新たな処理対象物に関する提案を妨げるものではない。
- (3) 要求水準書に定めるところに従い、副生成物及び溶融物・金属類の有効利用及び外部資源化を行う。
- (4) 関係法令の規定に従い、環境影響評価に必要な業務を実施する。
- (5) 本施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備し、本施設の運転により生じた蒸気を利用して、熱回収及び発電を行う。なお、交付金の交付要件を満たすために、本施設のエネルギー回収率は、23.0%以上とする。

7. 事業方式等

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者が7自治体と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設等の設計・建設し、事業期間が終了するまで、施設を所有し、運営を行うB00(Build:建設 Own:所有 Operate:運営)方式により実施する。PFI事業者は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設竣工後であっても、その所有権を7自治体へ引き渡さず、所有する。

なお、本施設の整備については、交付金の対象事業として実施することとする。

(2) 契約等の形態

7自治体とPFI事業者は、契約内容の合意の後、仮契約を締結し、7自治体が当事者となる事業契約の締結に関する議案を各自治体の議会に提出し議決を経たうえで別紙2「契約等の形態」に示す事業契約を締結する。

なお、「第7.2.財政上及び金融上の支援等に関する事項」に記載のとおり、7自治体は、各自治体が議会の議決を経ることを前提に、SPCに対して3分の1以上出資

することを想定している。応募者の提案の前提とする7自治体全体での想定出資割合は、募集要項において示す。7自治体がSPCに対して出資をする場合は、優先交渉権者の決定後、民間事業者と株主間協定書を締結する。

また、7自治体は、協議会において、本事業の実施に係る協議及びその協議事項の決定を行う。

8. 事業期間

事業期間は、以下のとおりを予定している。

区分	期間
本施設等の環境影響評価、設計・建設期間 (試運転含む)	事業契約締結から令和9年3月31日まで
本施設の運営期間	令和9年4月1日から令和29年3月31日まで (20年間)

9. 事業スケジュール (予定)

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

日程	内容
令和元年7月17日	実施方針の公表
令和元年8月1日、2日	応募候補者との対話
令和元年8月	特定事業の選定
令和元年9月	募集要項の公表
令和元年12月	提案書類の提出
令和2年3月	優先交渉権者の決定
優先交渉権者の決定後速やかに	基本協定の締結
優先交渉権者の決定後速やかに	SPCの設立
令和2年3月～令和2年6月	契約詳細の協議
令和2年6月	事業契約の締結
事業契約締結後速やかに	環境影響評価の着手
令和5年4月	設計・建設着手
令和9年4月1日	供用開始
令和29年3月31日まで	契約終了

10. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、7自治体が行う行政手続等に対して協力することとする。

(1) 事前業務

応募者は本事業を委ねる事業者として選定された後、速やかにSPCを設立するものとする。

さらに、PFI事業者は、一般廃棄物の処理を行うために必要な許認可を適正なスケジュールで取得することとする。以上の許認可には、一般廃棄物処理に関する施設の設置許可及び処理業の許可が含まれるものとする。

また、本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応について、7自治体に協力するものとする。

なお、設計、建設に必要な資金については、PFI事業者が調達する。

(2) 事業用地の確保

PFI事業者は、「第4. 1. 本施設の立地条件」に記載した事業用地に関する要件を満たすよう、自らが提案した事業用地の利用環境を確保する。

(3) 環境影響評価業務

PFI事業者は、事業用地における実測データの取得も含め、千葉県環境影響評価条例に従って、事業計画概要書・方法書・準備書・評価書の作成・縦覧・説明会開催等の環境影響評価に必要な業務を実施することとする。

ただし、通常の行政手続きに従って、環境影響評価等に関わる窓口業務を7自治体が担う必要がある場合には、7自治体の協力を得られるものとする。

(4) 処理業務

PFI事業者は、B00方式を採用する本事業の趣旨を踏まえ、本事業の処理対象物の処理に係る業務全般を担うものとする。処理業務の主な内容は以下のとおりとする。

1) 設計・建設業務

本施設等に係る設計・建設、及び施工監理を行うものとする。建設については、機械・電気設備工事、土木・建築工事、配管工事、及び試運転を含むその他関連業務一式を行うものとする。

2) 運營業務の準備業務

本施設の運營業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、7自治体に確認を受けるものとする。その他、運営準備として必要な業務を実施するものとする。

3) 本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

(ア) 料金徴収代行業務

廃棄物処理手数料等の徴収業務

(イ) 搬出入管理業務

処理対象物の受入、副生成物及び溶融物・金属類の搬出に係る業務

(ウ) 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務

(エ) 維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務

(オ) エネルギーの有効利用業務

本施設を運転することにより発生する蒸気を利用した、熱回収及び発電、所内利用、並びに余剰電力の販売業務

(余剰電力の販売に係る収入は、民間事業者の収入とする)

(カ) 副生成物及び溶融物・金属類の有効利用及び外部資源化業務

民間事業者の提案に基づき行う副生成物の有効利用及び外部資源化業務

(ただし、焼却飛灰、溶融飛灰については、7自治体が運搬、処理を行う)

(キ) その他運営に関わる業務

敷地内(植栽や調整池等を含む。)及び建物の清掃、保安警備、施設見学者対応、環境衛生管理及び環境影響調査等の本施設の運営に係るその他の業務

(5) 事業期間終了時の対応

7自治体は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定しており、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定である。したがって、PFI事業者は、その前提を踏まえて、処理業務を行うこととし、事業期間終了後も継続して確保できる事業用地を提案することとする。

事業期間終了時の対応については、7自治体及びPFI事業者が、事業期間終了日より、5年前を目途に協議を始め、事業期間終了の3年前を目途に決定するものとする。7自治体及びPFI事業者が協議により合意した場合、事業期間を合意内容に基づき延長する。一方、協議の結果延長しないこととなった場合、PFI事業者は、本事業期間の終了をもって本施設を解体するものとする。

1 1. 7 自治体が実施する業務の範囲

7 自治体を実施する主な業務は、以下のとおりとする。

(1) 事前業務

- 1) 施設の設置許可及び処理業の許可の確認とそれらを含む許認可の取得への協力
- 2) 本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
- 3) 建設に係る交付金申請
- 4) 地方交付税措置に関する申請
- 5) SPC への出資

(2) 本施設等の設計・建設に係る業務

- 1) PFI 事業者の建設進捗・施工監理状況の確認
- 2) 交付金申請関連手続き
- 3) 本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
- 4) 協議会の運営

(3) 本施設の運営に係る業務

- 1) 協議会の運営
- 2) 処理対象物の収集・運搬
- 3) 処理廃棄物のごみ量、ごみ質の確保
- 4) 運営モニタリング
- 5) 処理委託料の支払い
- 6) 本施設から発生する副生成物の内、飛灰分の運搬・処分
- 7) 本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
- 8) 行政視察への対応
- 9) 住民への情報提供

(4) その他業務

他の地方公共団体との協議（非常時のごみ受入協定等）

12. 収入の帰属

(1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は以下のとおりとし、詳細は募集要項において示す。

- 1) 事業用地の確保や環境影響評価業務に関する対価
- 2) 本施設の設計・建設業務に関する対価
- 3) 本施設の運營業務に関する対価
- 4) 売電等、エネルギーの有効利用による収入

7自治体が国から交付を受ける交付金相当額は、本施設の出来高に応じて建設事業年度毎に支払う。

1)、2)及び3)の対価の総額(交付金相当額控除後)から、4)の収入見込額を控除した総額を、事業期間中の処理量で除した処理委託単価を設定し、当該単価に処理量を乗じた処理委託料を、別途提示する支払時期ごとに、運営期間にわたり支払うものとする。

(2) 7自治体の収入

本事業における7自治体の収入は以下のとおりとし、詳細は募集要項において示す。

- 1) 交付金
- 2) 固定資産税、都市計画税
- 3) 法人市民税

2)及び3)については、事業予定地が位置する市の収入となる。

13. 特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い、PFI法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定の考え方

以下のいずれかが実現されることを条件に、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 事業期間全体において7自治体が負担する費用の総額について価格要素評価を行い、7自治体が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素評価を行い、7自治体が自ら実施する場合と比較して公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

(2) 選定手順

以下の手順により、特定事業の選定に必要な客観的評価を行い、評価結果を公表する。

- 1) 非価格要素評価の実施
公共サービス等の水準についての評価
- 2) 価格要素評価の実施
事業期間全体において7自治体が負担する支出総額の評価
- 3) 特定事業の選定
1) 及び2) の評価に基づき適切と判断した場合、本事業を特定事業として選定
- 4) 評価結果の公表
評価の結果を協議会のホームページにて公表

14. 遵守すべき法令等

民間事業者は、本事業を行うに当たって必要とされる関係法令等を遵守すること。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における7自治体のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案、事業用地の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式で行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から7自治体が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に審査を実施する。

1. 応募者の参加資格要件等

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。また、7自治体は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

- 1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。また、応募者は参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。
- 2) 応募者は構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 3) 応募者は本施設のプラント設備の設計・建設を行う企業の要件を満たす1者を当該応募者を代表する「代表企業」として定めること。
- 4) 本施設の運営を行う企業を構成企業として定めること。また、副生成物の運搬・資源化を行う企業が応募者に含まれる場合、各企業を構成企業として定めること。
- 5) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- 6) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は原則認めない。ただし、特段の事情があると7自治体が認めた場合は、この限りでない。
- 7) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。なお、7自治体が民間事業者と事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 8) 応募者の構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- 9) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (ア)PFI 法第9条の規定に該当しない者であること。
- (イ)政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (ウ)政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (エ)指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。ただし、指名停止の措置を受けた事由により、7自治体において判断する。
- (オ)会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (カ)直近事業年度の国税、千葉県税及び7自治体の構成市町全ての市町税を滞納していないこと。
- (キ)経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク)営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- (ケ)以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
 - (a) 本事業に関するアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業（復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所）
 - (b) 本事業の審査を行う事業者選定委員会の委員が属する企業
なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。
- (コ)廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (サ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- (シ)千葉県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第4号）第2条各号に定める暴力団関係者でないこと。

2) 代表企業を担う者の要件

代表企業は、SPC に対して最大の出資をする者であり、かつ3分の1以上出資する者とする。

3) 事業予定地を確保する者の要件

事業予定地を確保する企業は、「第4. 1. 本施設の立地条件」に記載した要件を満たす事業用地を確保できると7自治体が認めることができる者とする。

4) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運營業務の各業務を以下の5) から7) の各項目の要件を全て満たす企業で構成すること。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

5) 本施設等の建築物の設計・建設を行う者の要件

応募者のうち、建築物の設計・建設を行う建設事業者は、以下の要件を全て満たしていること。当該業務を単独で実施する場合は、1者にて全ての要件を満たすこと。また、当該業務を複数者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 平成31年4月1日現在、7自治体いずれかの「入札参加資格審査」を受け、7自治体いずれかの建築一式工事に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (エ) 資格確認申請書の提出期限において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値(P)が1,000点以上であること。
- (オ) 一般廃棄物処理施設(ボイラ・タービン発電設備付)の建築物に係る建築工事を施工した実績があること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- (カ) 建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。配置する監理技術者は提案書類の提出日以前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

6) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラント設備の設計・建設業務を担当する建設事業者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (ア)建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ)平成 31 年 4 月 1 日現在、7 自治体いずれかの「入札参加資格審査」を受け、7 自治体いずれかの清掃施設工事に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ)資格確認申請書の提出期限において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設の総合評定値(P)が 1,000 点以上であること。
- (エ)過去 10 年間(平成 21 年 4 月以降)に工事が完成し引き渡しの済んだ、以下に示す(a)及び(b)要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設工事の元請として施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。
 - (a) 処理方式が「シャフト炉式ガス化溶融方式」、「ストーカ式焼却方式+灰資源化」又は「流動床式ガス化溶融方式」で、施設規模が 1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成であること。ただし、応募者が提案する処理方式の実績とする。
 - (b) ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物処理施設
- (オ)建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。配置する監理技術者は提案書類の提出日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

7) 本施設の運営を行う者の要件

応募者のうち、本施設の運営業務を担当する運営事業者は、以下の要件を全て満たしていること。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が以下の要件を満たすこと。

- (ア)以下の(a)、(b)及び(c)を全て満たす一般廃棄物処理施設において、運転管理実績があること。ここでいう「運転管理実績」とは、「PPP/PFI 事業を契約し、運営開始後 3 年以上経過しているもの」を指す。ただし、当該実績の契約主体が SPC の場合、当該 SPC に 20%以上出資している企業の実績とみなすことを可能とする。
 - (a) 処理方式が「シャフト炉式ガス化溶融方式」「ストーカ式焼却方式+灰資源化」又は「流動床式ガス化溶融方式」で、施設規模が 1 炉当たり 100t/日以上かつ複数炉構成であること。ただし、応募者が提案する処理方式の実績とす

る。

(b) 参加資格申請時において延べ3年以上の運転管理実績を有する。

(c) ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物処理施設

(イ) ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラ・タービン式発電設備付連続運転式一般廃棄物処理施設での経験を有する者を配置できること。

8) 副生成物の運搬を行う者の要件

副生成物の運搬を行う者は、全ての要件を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために必要十分な施設（運搬車両等）を所有していること。

(イ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

9) 副生成物の資源化を行う者の要件

副生成物の資源化を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 資源化を行うために必要な施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有すること。

(イ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

(3) 応募者の参加資格の喪失

応募者が、契約締結日までの間に「応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、応募者のうち当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続きの透明性や公平性を害しないと7自治体が特に認める場合に限り、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更したうえで新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

2. 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。ただし、スケジュールは変更することがある。

日程	内容
令和元年9月	募集要項の公表

令和元年9月～令和元年11月	募集要項に関する質疑回答
令和元年9月	資格審査の受付締切
令和元年10月	資格審査の結果の通知
令和元年12月	提案書類の提出
令和元年12月～令和2年1月	基礎審査の実施
令和2年1月～令和2年3月	非価格要素及び価格要素の審査
令和2年3月	総合評価の実施
令和2年3月	優先交渉権者の決定
優先交渉権者の決定後速やかに	基本協定の締結
優先交渉権者の決定後速やかに	SPCの設立
令和2年3月～令和2年6月	契約詳細の協議
令和2年6月	事業契約の締結

3. 募集手続等

(1) 実施方針等に関する意見・質問の受付

実施方針・要求水準書案に関する意見・質問がある場合は、別紙4「実施方針等に関する意見・質問書」を電子メールで、以下のとおり提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意すること。

1) 意見・質問書の提出先

「第8. 4. 問い合わせ先」に提出する。

2) 意見・質問書の提出期限

令和元年 7月30日（火）正午まで

3) 実施方針等に関する意見・質問への回答

意見・質問に対する回答は、協議会のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らない。

4) 意見・質問に対する回答公表予定

令和元年 8月26日（月）

(2) 実施方針等に関する応募候補者との対話

応募候補者が応募を検討するにあたり必要な確認を行う機会とするため、実施方針・要求水準書案に関する応募候補者との対面方式での質疑応答を実施する。対話への参加を希望する場合は、別紙5「対話の申込書」を電子メールで、以下のとおり提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意すること。

なお、対話は本事業への応募可能性のある者を行うことを想定しているため、対話の申込書と併せて、提案を検討可能な事業用地に関する情報を提出すること。提出された事業用地に関する情報を確認し、応募可能性があるとして7自治体が判断した者と対話を実施する。

本事業の公募に際し、本対話に参加しない者の応募を妨げるものではない。

1) 対話の実施時期

令和元年8月1日～8月2日に実施することを予定している。

2) 対話の申込書の提出先

「第8. 4. 問い合わせ先」に提出する。

3) 対話の申込書の提出期限

令和元年 7月26日（金）正午まで

対話の申込書と併せて、別紙6「対話用資料」を提出する。

4) 対話項目及び実施要領の送付

主な対話項目として、以下を想定している。

- 事業用地調達の見通し
- 資金調達に関する留意事項
- SPC への出資手続きの確認 等

対話の実施要領は、対話を行う応募候補者に対し、令和元年 7月30日（火）に送付することを予定している。

(3) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問・対話の内容等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

4. 民間事業者の審査及び決定

以下に従い、民間事業者を決定することとする。

(1) 事業者選定委員会の設置

7自治体は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。(敬称略、順不同)

委員長	瀧 和夫	(千葉工業大学 名誉教授)
副委員長	藤吉 秀昭	(一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長)
委員	小林 潤	(工学院大学 工学部機械工学科 准教授)
委員	野本 修	(西村あさひ法律事務所 弁護士)
委員	山口 直也	(青山学院大学 会計プロフェッション研究科 教授)

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 優先交渉権者選定基準

優先交渉権者選定の基準は、概ね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

1) 非価格要素

- (ア)適正な事業用地確保の確実性
- (イ)処理システムの安定性
- (ウ)脱炭素社会への貢献
- (エ)高い資源化率と最終処分量低減への貢献
- (オ)効率性と信頼性を両立する運営体制
- (カ)事業計画の妥当性

2) 価格要素

- (ア)処理委託料

3) 民間提案加点要素

昨年度実施した本事業の民間提案公募において提案が採用された事業者には、今後の事業者選定手続きに際して、加点评価の対象とする予定である。

(3) 選定方法

民間事業者の審査及び選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、7自治体が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、本審査は応募者を匿名として行い、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

1) 資格審査

7自治体は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「第2. 1. 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

2) 本審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された提案書類について、技術提案書が技術的観点から見て7自治体の要求する性能要件を満足するものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

なお、基礎審査の結果については、一部非価格要素審査に反映する。

(イ) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「第2. 4. (2) 優先交渉権者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

3) 総合評価

総合評価では、基礎審査、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

(4) 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

7自治体は、事業者選定委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を協議会ホームページにて公表する。

5. 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、提出書類の詳細については、募集要項において示す。

(1) 資格審査時の提出書類

- 1) 資格審査申請書類
- 2) 参加資格確認資料

(2) 本審査時の提出書類

- 1) 技術提案書
- 2) 非価格要素提案書
- 3) 事業計画書
- 4) 価格提案書

6. 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

7自治体と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、SPC の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに SPC を自らが提案する事業予定地が位置する市内に設立する。SPC は会社法に規定される株式会社とする。また、SPC は、基本協定に示す要件を満たすこととする。

なお、各自治体は、議会の議決を経ることを前提に、SPC に対して3分の1以上出資することを想定している。各自治体が SPC に対して出資をする場合は、優先交渉権者の決定後、民間事業者と株主間協定書を締結する。

SPC への出資は、構成員全員によるものとし、原則として各自治体による出資を除き構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業は最大の出資比率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とする。

(3) 契約詳細の協議

7自治体と優先交渉権者は、事業を推進するに当たり、両者が締結する契約の諸規定の内容を明確化するための協議を行うものとする。契約内容の合意後、両者は仮契約を締結する。

(4) 事業契約の締結

7自治体とPFI事業者は、仮契約の締結後、7自治体の議会の議決を得たうえで、事業契約を締結する。

(5) 交付金申請手続きへの協力

本施設は、交付金の対象施設である。優先交渉権者は、7自治体が行う交付金の申請手続き等に協力すると共に、交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・建設業務、関連資料の作成を行うものとする。

(6) 次点交渉権者との協議

7自治体は、優先交渉権者との間で事業契約締結のための合意に至らなかった場合には、次点交渉権者との間で協議を行うことができる。

7. 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、7自治体は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、7自治体に提出された資料は、各自治体の情報公開条例等に基づき、公開されることがある。

なお、事業契約の締結に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないこととし返却はしない。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確

保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、事業期間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な処理業務を行うものとする。

2. リスク分担及びその考え方

(1) 基本的な考え方

本事業に係るリスク回避及び防止に係る責任は、民間が管理できるものは原則として民間事業者が負うこととする。民間事業者に帰責事由がない場合や不可抗力による場合等、当該リスクを民間事業者が負うことが不適當な場合には、7自治体が負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

7自治体と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙3「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。なお、リスク分担の詳細は募集要項に示す。

3. 7自治体による事業の実施状況の監視

(1) 基本的な考え方

7自治体は、民間事業者による本施設等の設計・建設業務及び本施設の運營業務の状況が要求水準及び提案書類を満たしていることを確認するため、SPCによる処理業務の実施状況の監視を行う。7自治体は、SPCに3分の1以上出資し、PFI事業者の経営を監視する。

(2) 設計・建設業務の監視に関する考え方

7自治体は、PFI事業者と本施設等の設計・建設について協議を行い、設計・建設業務の監視を行う。

なお、本施設等の設計・建設業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が、事業契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合に

は、7自治体は、PFI事業者に対して改善を要求する。PFI事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

(3) 設計・建設業務の監視の方法

PFI事業者は、設計・建設業務に係る図書を自治体側に提出し、自治体側の確認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び自治体側が提出を要求した図書を提出し、これらの図書の自治体側による確認等を受けることとする。

PFI事業者は、設計・建設業務の進捗状況について、7自治体に定期的に報告し確認を受けることとする。なお、7自治体は、必要に応じて、PFI事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

PFI事業者は、設計・建設業務の進捗に併せて、試運転及び性能試験に関わる計画書を7自治体に提出し、7自治体は、当該計画書を確認できるものとする。性能試験は、自治体の立会いのもとに性能保証項目について実施する場合がある。

(4) 運營業務の監視に関する考え方

7自治体は、PFI事業者と本施設の運営の方法について協議を行う。また、PFI事業者による運營業務が、要求水準書等に示す要件を満たしていることを確認するために、発注者の立場から業務の監視を行う。

なお、本施設が事業契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていないと判断される場合には、7自治体は、PFI事業者に対して改善を要求する。PFI事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

(5) 運營業務の監視の方法

監視は、事業契約で定めた項目、頻度及び方法に従うとともに、7自治体とPFI事業者で協議の上定めた方法等に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ及びPFI事業者が作成する各種記録や報告書等を用いる。また、必要に応じて、7自治体は、自らの負担で本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他、7自治体は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

(6) 事業期間終了時の考え方

7自治体は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定している。7自治体は、事業期間終了前までに、事業期間終了後の本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、事業実施計画書の改訂並びに事業期間終了までの適切な維持管理

を求めることができる。また、PFI 事業者は、事業期間終了時において、本施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能に係る確認検査並びに余寿命診断を実施し、7自治体はその結果を確認する。

7自治体及びPFI事業者が協議の結果、事業期間を延長しないこととなった場合、PFI事業者は、本事業期間の終了をもって本施設を解体するものとし、7自治体は、その前提における事業実施計画書の改訂並びに事業期間終了までの適切な維持管理を求めることができる。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本施設の立地条件

(1) 事業予定地の立地地域

応募者は、君津市、富津市及び袖ヶ浦市のいずれかの市内から、事業を実施するために必要な要件を満たす事業用地を選定して提案すること。

(2) 事業予定地の面積

提案による。本事業の実施に必要な面積を十分に確保すること。

(3) 都市計画等に関する事項

以下、提案による。本施設の立地に支障のある要件を含まないこと。

- 1) 都市計画区域内外
- 2) 用途地域
- 3) 防火地域及び準防火地域
- 4) 高度地区
- 5) 建ぺい率
- 6) 容積率
- 7) 河川保全区域
- 8) 緑化率

(4) 地形、地質等

- 1) 地理条件
提案による。
- 2) 地質の状況
提案による。

(5) その他

7自治体は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定している。7自治体及びPFI事業者が協議により合意した場合には、合意内容に基づき事業期間を延長することを予定していることから、応募者は、事業期間終了後も確保できる事業用地を提案することとする。

事業予定地への運搬経路等については、事業予定地の決定を踏まえて、PFI事業者と協議の上決定する。

2. 施設規模

本施設は、477t/日の処理能力を有するものとし、処理方式は、応募者の提案とする。
ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。

- ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
- ・ ストーカ式焼却方式+灰資源化
- ・ 流動床式ガス化溶融方式

第5. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、7自治体と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

PFI事業者は、本施設が供用開始された後、事業契約に規定される条件に基づいて、20年間の運営期間にわたり適切に本施設の運営を継続する必要がある。このため、事業契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（PFI事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特にPFI事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、PFI事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、7自治体は、PFI事業者に一定の回復期間を与え、その事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、安定的な廃棄物処理に重大な遅延等が懸念される場合、又はPFI事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、7自治体は、PFI事業者との事業契約を解除し、処理業務にあたる新たな企業又は企業グループを選定することとする。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本施設等の設計・建設については、民間事業者に対して、法制上の優遇措置等は現時点ではない。

2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項

各自治体は、議会の議決を経ることを前提に、SPCに対して3分の1以上出資することを想定している。各自治体がSPCに対して出資をする際には、優先交渉権者の決定後、民間事業者と株主間協定書を締結する。

なお、本施設の建設については、交付金の対象事業である。

3. その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、7自治体は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、7自治体と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

7自治体は、本事業に係る債務負担行為の設定、出資の実施及び事業契約の締結に当たっては、7自治体の議会の議決を得るものとする。

2. 留意事項

本事業の応募に当たり、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、7自治体は、当該応募者の参加を拒否すること又は応募手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、7自治体が必要と認めたときは、応募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

3. 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

4. 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
広域廃棄物処理事業協議会事務局
木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室

担当者 小田、山口、深津、鴻巣

郵便番号 292-0838

住 所 千葉県木更津市潮浜三丁目 1 番地

電 話 0438-36-1136

F A X 0438-36-5374

電子メール haiki@city.kisarazu.lg.jp

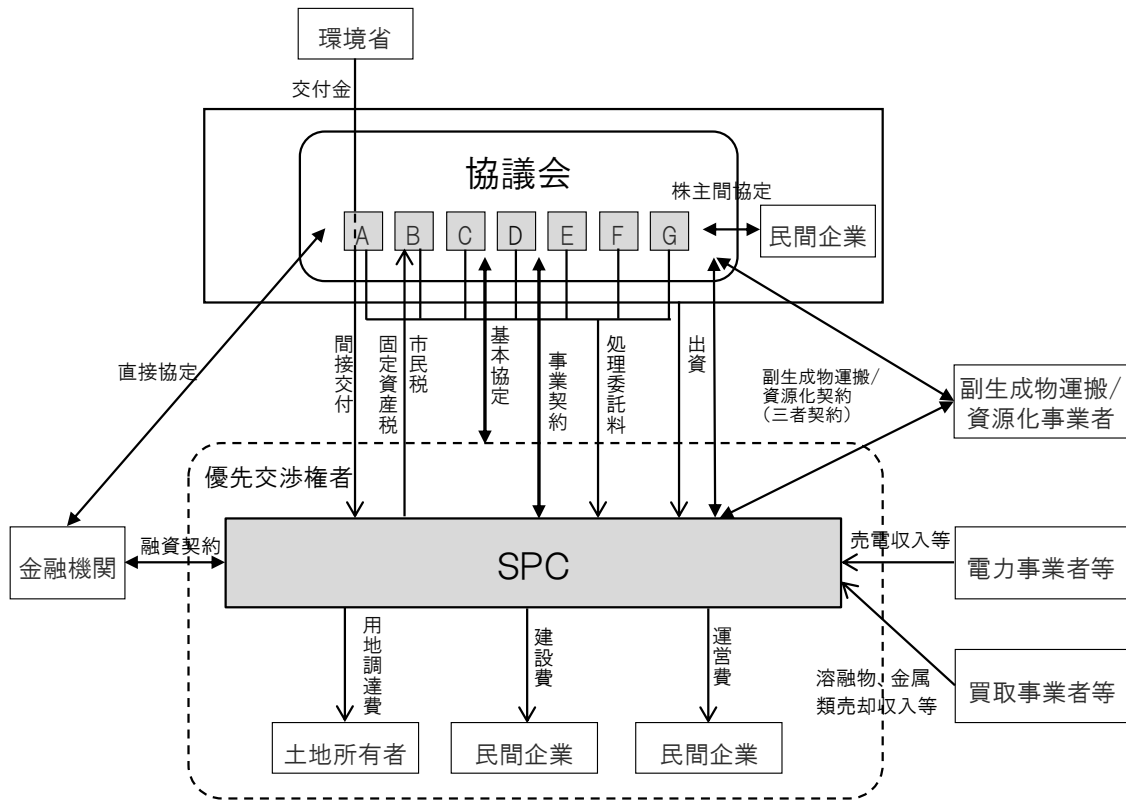
別紙 1 : 用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本事業	(仮称) 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業をいう。
本施設	(仮称) 第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設をいう。
本施設等	本事業で整備される主要施設及び一部道路をいう。
B00 方式	民間が資金を調達し、Build (建設)、Own (所有)、Operate (運営) を一括して行う方式をいう。
7 自治体	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町をいう。
協議会	本事業の実施のために、平成 31 年 4 月 1 日に設立された、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会をいう。
民間事業者	本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び SPC をいう。
PFI 事業者	選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本施設の設計・建設・運營業務を目的として設立する特別目的会社であり、SPC ともいう。
運營業業者	本施設の運營業務を行う事業者をいう。
建設事業者	本施設等の設計・建設業務を行う事業者をいう。
共同企業体	本施設等の設計・建設を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
応募者	本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
代表企業	応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
構成企業	応募者のうち、7 自治体と基本協定を締結する企業をいう。
構成員	構成企業のうち、SPC に出資する企業をいう。
協力会社	応募者のうち、SPC には出資しないが業務の一部を建設事業者又は PFI 事業者から直接請負・受託する企業をいう。
副生成物	本施設から発生する主灰、焼却飛灰、熔融飛灰、熔融不適物、余剰流動砂、不燃物を総称していう。
熔融物	熔融スラグ及び熔融メタルを総称していう。
金属類	回収鉄及び回収アルミ等を総称していう。
募集要項	本事業を実施する民間事業者の募集に際して公表、又は配布する以下の

用語	定義
	書類等をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募説明書 ・ 要求水準書 ・ 様式集 ・ 契約書（案） ・ 優先交渉権者選定基準
要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
提案書類	本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
基本協定	本事業開始のため、7自治体と優先交渉権者の間で締結する基本的事項に係る協定をいう。
事業契約	7自治体とPFI事業者が締結する本事業の実施（環境影響評価・設計・建設・運営）に係る契約をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）をいう。
政令	地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）をいう。
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
交付金	環境省 循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金のいずれか又は両者を総称していう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、7自治体及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
年度	4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

別紙2 : 契約等の形態



※ A～Gは、各自治体のいずれかを意味する。なお、Aは、7自治体分の交付金を一括して受領する自治体を意味し、Bは、本施設が立地する市を意味する。

別紙3 : 事業に係るリスク分担

事業に係るリスク分担

期間	リスク項目	内 容	分担	
			行政	民間
全 期 間	制度・法令変更	本事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本事業に係らない関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制変更	民間事業者に課せられる税制度の変更(例:法人税、固定資産税等の変更)、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	行政間の調整	行政間の合意形成の遅延等により、事業推進が遅延し、コストが増加するリスク	○	
	許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		民間事業者が取得すべき許認可が、民間事業者が適切な申請をしたにもかかわらず、県や国等の事由により遅延するリスク	○	
		行政の取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金	予定していた交付金額が行政の事由により交付されないリスク又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
		予定していた交付金額が県や国等の事由により交付されないリスク又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
		予定していた交付金額が民間事業者の事由により交付されないリスク又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用変動リスク(一定の範囲内)		○
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用変動リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
		特定品目における費用変動リスク (民間から提案があり、行政が合意した費目)	○	

期間	リスク項目	内 容	分担	
			行政	民間
金利変動		基準金利の変動に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク	○	
		上記以外の金利変動に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
環境保全		民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
住民対応		民間事業者が実施する業務に関する住民への説明等の対応		○
		本事業の実施そのもの、本施設の設置、又は行政が民間事業者に対して提示する条件に関する住民への説明等	○	
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
資金調達		民間事業者が本事業実施に際して必要とする資金調達に係るリスク		○
		行政において本事業実施に際して必要となる資金調達に係るリスク	○	
第三者賠償		民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の行政の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
不可抗力		不可抗力による費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	(○)
債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○
		行政の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク	○	
離脱		特定の行政の離脱によるコスト増大リスク	○	
		特定の民間の離脱によるコスト増大リスク		○

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク (主たるリスクとは、「主としてリスクを負担する主体」を指す)

期間	リスク項目	内 容	分担	
			行政	民間
計 画 段 階	測量・調査	民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		環境影響評価実施結果による計画・仕様変更に伴うコスト増大リスク及び工程遅延リスク	○	
	設計	民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		行政の提示条件、指示に関する瑕疵、行政の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		行政の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
建 設 段 階	用地	事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加		○
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		行政の指示等の行政の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		行政の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	民間事業者側の事由による調査、工事に係る事故リスク		○
	試運転・性能試験	試運転・性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
		試運転・性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	

期間	リスク項目	内 容	分担	
			行政	民間
運 営 段 階	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以上の変動）	○	
		搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以内）		○
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	
	性能未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	施設管理の契約不適合	事業期間中における施設管理の契約不適合に係るリスク		○
	解体工事	市場環境の変化による当初計画からの解体工事費用の増加リスク	○	
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
		受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
	発電収入に関するリスク	民間事業者に起因する発電量の増減に伴う発電収入の変動に関するリスク		○
		上記以外の発電収入の変動に関するリスク	○	
	ユーティリティの不備	ユーティリティの調達不備による経費増大、運転停止リスク		○
	資源物に関するリスク	資源物（鉄等）の量及び品質の未達		○
		資源物の売却、有効利用に関するリスク		○
		計画外の運搬・資源化費用の増加リスク	○	
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク		○
利用者	見学者など施設利用者の事故に対するリスク		○	

別紙4 : 実施方針等に関する意見・質問書

実施方針等に関する意見・質問は、別添ファイルの「実施方針等に関する意見・質問書」に記入の上、「第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項 4. 問い合わせ先」に示す要領に従って提出すること。

(参考) 「実施方針等に関する意見・質問書」

実施方針等に関する意見・質問書

提出者

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話:
	FAX:
	電子メール:

◆実施方針（例）

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分					質問内容
			章	節	項			
例	維持管理業務について	5	1	10	(4)	3)	(ウ)	本事業における維持管理業務の範囲について・・・。
1								
2								
3								
4								

対話の申込書

令和 年 月 日

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、
南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会
会長 渡辺 芳邦 様

(代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(又は代理人) 印

「(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業」の実施方針に規定された、対話への参加を申込みます。また、当日の資料として、対話用資料(別紙6)を提出します。

【代表企業の担当者】

商号又は名称	
担当者 氏名	
所属・役職	
電話・FAX	
電子メール	

【参加可能日】

令和元年8月1日(木) / 令和元年8月2日(金)

※参加可能な日を丸で囲んでください(両日とも参加可能な場合は、両日とも丸で囲んでください)。

【参加予定者】

企業名・役職	氏名

「（仮称）第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業」
対話用資料

提出者

会社名	
所在地	
部署	
担当者氏名	
連絡先	電話：
	FAX：
	電子メール：

対話項目		対話内容
1	事業用地調達の見通し	* 用地調達の見通しについて提示して下さい。
2	資金調達に関する留意事項	* SPCの資金調達を行うに際し、留意すべき事項があれば提示して下さい。
3	SPCへの出資手続き	* SPCへの官民の出資手続きに関して、確認すべき事項があれば提示して下さい。
4	その他	* その他、対話を希望する事項があれば提示して下さい。

※必要に応じて欄を追加すること。